

瑞浪市工業用LPガス価格高騰対策支援金 申請要項

1 制度の趣旨

中東情勢や円安基調に伴う燃料価格の高騰により市内事業者が受ける燃料費支出の負担を軽減し、もって事業の持続化を支援するため支援金を交付します。

2 交付対象者

本支援金の支給対象者は、下記の要件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 令和8年4月1日から令和8年8月31日までの期間に、日本標準産業分類大分類「製造業」に分類される事業者
- (2) 支援金の交付申請時において、市内に営業実態のある事業所を有し、市税を滞納していない者
- (3) 支援金の交付の対象となる工業用LPガスに対して既に他の行政機関等の助成制度による助成又は採択を受けていない者
- (4) 瑞浪市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等でない者
- (5) 今後も市内において事業を継続する意思がある者

3 支援金の額

上限：50万円

令和8年4月1日から令和8年8月31日までの期間のうち連続する3月以内に購入した工業用LPガスの重量に、1キログラム当たり20円を乗じて得た額を交付します。

なお、支援金の交付は、同一の事業者につき1回に限ります。

*合計金額に千円未満の端数が生じたときは、切り捨てとします。

4 申請期間

令和8年10月1日（木）～令和8年11月30日（月）

5 申請の手続き

支援金の支給を受けようとする者は、下記の書類を提出してください。

- ①瑞浪市工業用LPガス価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ②誓約書兼同意書
- ③工業用LPガスの購入数量が確認できる書類
- ④工業用LPガスの購入に係る領収書の写し等、支払いを証する書類
- ⑤事業所の事業等の概要が分かる書類
- ⑥その他市長が必要と認める書類

6 支給の決定及び支給について

- (1) 審査の結果、支援金を支給することを決定したときは、「瑞浪市工業用LPガス価格高騰対策支援金交付決定通知書」により通知するとともに、当該支援金を支給します。
- (2) 審査の結果、支援金を支給しないことを決定したときは、「瑞浪市工業用LPガス価格高騰対策支援金不交付決定通知書」により通知します。

7 申請先

瑞浪市役所経済部商工観光課（瑞浪市役所4階）
住所 瑞浪市上平町1丁目1番地

8 申請方法

募集期間内に申請書類を瑞浪市経済部商工観光課へ提出してください。
（郵送可、期限必着）

9 注意事項

下記のいずれかに該当するときは、支援金の支給を停止、又は既に支給した支援金の全部もしくは、一部を返還していただきます。

- (1) 支給対象者の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正行為により支援金を受けようとし、又は受けたとき。
- (3) 市税の未納があったとき。
- (4) 瑞浪市工業用LPガス価格高騰対策支援金交付規則に違反する行為があったとき。

10 問合せ

瑞浪市経済部商工観光課
担当：商工政策係 加藤、川合
電話 0572-68-9803